

連帯保証人（貸付終了時66歳以上）の 要件及び提出書類について

※貸付終了時に65歳以下の方はこちらの書類の提出は不要です。

提出及び問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
足立区教育委員会 学務課助成係（区役所南館5階）
電話：03-3880-5977

1 連帯保証人の要件

足立区育英資金では、貸付の際に、次の①及び②の連帯保証人をそれぞれ1名ずつ（合計2名）立てていただくことになります。

- ① 保護者又は後見人
- ② 別世帯で最新の納税証明書が発行でき、貸付終了時の年齢が65歳以下であること。また、他の足立区育英資金の連帯保証人になっていないこと。

なお、上記②の連帯保証人の方が、66歳以上の方でも、年齢以外の上記の要件は満たしており、かつ、以下のア～ウいずれかの条件も満たす方に限り、連帯保証人②として選任できます。

条件	
ア	預金残高＋固定資産の評価額 \geq 貸付予定総額
イ	年間収入＋（預貯金残高＋固定資産の評価額） \div 15年 \geq 320万円
ウ	年間所得＋（預貯金残高＋固定資産の評価額） \div 15年 \geq 220万円

- ア 連帯保証人名義の預金又は貯金の額及び連帯保証人が所有する不動産に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第9号の固定資産課税台帳における登録価格の合計額（以下「保有資産額」という。）が、当該奨学生に係る貸付予定総額を上回ること。
- イ 連帯保証人の所得が給与所得（年金を含む）のみである場合において、保有資産額を15で除した額及び連帯保証人の条例第4条第1項の申請が行われた日が属する年の前年（当該申請が1月1日から3月31日までに行われた場合は、当該日が属する年の前々年。以下「基準年」という。）における収入額の合計が320万円以上であること。
- ウ イに掲げる場合以外の場合において、保有資産額を15で除した額及び基準年における所得額の合計が220万円以上であること。

2 提出書類

上記ア～ウいずれかの条件を満たすよう、以下の書類（連帯保証人②の方名義のもの）をご準備のうえ、提出書類の締切日までに、その他の書類と合わせてご提出ください。なお、提出締切日とその他の書類に関しては、別添の通知文を参照して下さい。

- ・ 償還保証書※提出必須
記入例を参照の上、連帯保証人②の方が全て記入して下さい。
- ・ 収入に関する証明書類（コピー可）
所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書、確定申告書の控え（税務署の受付印があるもの）等
- ・ 預金残高証明書の原本
【採用決定日の3カ月前以降の日付に対し発行されたもので、発行日から3カ月以内のもの】
- ・ 最新の固定資産税・都市計画税課税明細書のコピー
【固定資産評価証明書（発行日から3カ月以内）の原本でも可】
※最新の固定資産税・都市計画税課税明細書は、名義人の名前が分かるようにコピーをして下さい。

※提出書類に関しては、貸付時と償還開始時に提出が必要となります。

償還保証書

貸付時・償還開始時

令和 年 月 日

1. 奨学生

氏名 _____
(奨学生本人の氏名を記入)

奨学生番号 890 _____
(担当が記入)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
(奨学生本人の生年月日を記入)

2. 連帯保証人

上記の「奨学生本人」が借用する、足立区育英資金について、借用（償還）金額・償還回数・割賦金等（貸付中はすべて予定）を確認のうえ、下記「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、償還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の償還を確実に保証します。

氏名 _____ 実印
(連帯保証人の署名押印、印は実印)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 奨学生本人との関係 _____
(連帯保証人の生年月日を記入) (続柄を記入)

現在の資産等の状況		
区分	認定基準額 及び 証明書類	金額
A	給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定 年間収入金額が320万円以上 ・源泉徴収票（直近のもの） ・所得証明書（直近のもの） ・年金振込通知書等	万円 ※1万円未満は切り捨て
	給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定 年間所得金額が220万円以上 ・確定申告書の控（税務署の受付印のあるもの、直近のもの） ・所得証明書（直近のもの）等	万円 ※1万円未満は切り捨て
B	預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定 預貯金・不動産（評価額）等の合計額が貸付予定総額（償還残額）以上 ・預貯金残高証明書 ・固定資産評価証明書（評価額のわかるもの） ※資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるもの（登記事項証明書<法務局で取得>など）	万円 ※1万円未満は切り捨て
C	AとBを組み合わせる場合 Aの金額 + (Bの金額 ÷ 1.5) ≥ 320万円以上 (給与所得者の場合) ≥ 220万円以上 (給与所得者以外の場合) ・金額を積算するすべての証明書類	万円 ※1万円未満は切り捨て

※年金は給与として扱います。

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません（例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません）。

連帯保証人がすべての項目を記入してください。
えんぴつ、消せるボールペン不可

償還保証書

貸付時 償還開始時
記入例

令和 年 月 日

1. 奨学生

氏名 足立 見本太郎
(奨学生本人の氏名を記入)

奨学生番号 890
(担当が記入)

生年月日 平成12年12月12日 日生
(奨学生本人の生年月日を記入)

2. 連帯保証人

上記の「奨学生本人」が借用する、足立区育英資金について、借用（償還）金額・償還回数・割賦金等（貸付中はすべて予定）を確認のうえ、下記「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、償還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の償還を確実に保証します。

氏名 足立 見本雄三郎
(連帯保証人の署名押印、印は実印)



生年月日 昭和20年2月20日 日生
(連帯保証人の生年月日を記入)

奨学生本人との関係 祖父
(続柄を記入)

現在の資産等の状況		金額
区分	認定基準額 及び 証明書類	
A	給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	380 万円 ※1万円未満は切り捨て
	給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て
B	預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て
C	AとBを組み合わせる場合	万円 ※1万円未満は切り捨て

提出可能な証明書類例
【個人番号（マイナンバー）の記載のないもの】

A
所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書、確定申告書の控え
(税務署の受付印があるもの)

B
預貯金残高証明書（預貯金額）
固定資産評価証明書（土地・不動産評価額）
※（資産が共有名義の場合）持分割合の記載が無いものは不可。

持分割合の記載が無い場合は、「登記事項証明書」（法務局にて取得）等、持分割合が明記されている書類の添付が必要

≧220万円以上
(給与所得者以外の場合)

・金額を積算するすべての証明書類

※年金は給与として扱います。

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません（例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません）。